

新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインNo.5

埼玉県に「まん延防止等重点措置」が適用されたことを受け、埼玉県教育委員会から、再度、衛生管理マニュアルに従って感染予防対策に努めるよう通知がありました。本校でも、新たなガイドラインに基づき感染対策を行ってまいります。尚、引き続き、保護者の皆様には、検温、健康チェック等のご協力をよろしくお願いいたします。特に、石けんでの手洗いが感染予防の第一原則とされますので、ご家庭においても手洗いを徹底し、感染予防につとめてください。また、以下の症状等があった場合は、登校を見合わせていただくようお願いいたします。

【登校を見合わせていただく症状等】

○本人を含む同居家族が発熱（高熱でなくても平熱より高い）場合

○本人を含む同居家族がPCRを受検（結果が出ていなくても）している場合

※ 「これくらいの熱ならば」と児童を登校させた後に、陽性であることが判明した場合、多くの児童や教職員が濃厚接触者に当たり、学級や学年閉鎖、学校の休業などをせざるを得なくなってしまう。このような状況にならないためにも、児童や家族に少しでも発熱等があった場合は、登校を見合わせていただくようお願いいたします。

1 清掃

○教室・廊下掃除

・通常の清掃活動を行う。

○トイレ・手洗い場掃除

・ビニール手袋をした上で、児童が実施する。

2 給食・衛生管理

○配膳

・配膳中、食事中の会話は可能な限り控えるようにする。

・おかわりについては、担任が行う。

○歯みがき

・給食後の歯みがき、フッ素洗口は行わない。

・口をすすぐ場合は、密を避けるなどの工夫をした上で行う。

3 教科指導

○音楽

・歌唱指導は、マスク着用した上で行う。

・楽器指導（リコーダー・鍵盤ハーモニカ）は、iPadを使用して吹かずに行う。

○家庭科

・調理実習は、実施を見合わせる。

4 学校生活全般

○全校朝会等

・体育館に全校児童が集まる活動は見合わせ、校内放送にて行う。

○校外学習

・生活科等の学区内における校外学習については、密になる場所を避けるなど、目的地等を工夫しながら実施する。